

諮 問 の 概 要

1 諮問事項

基幹統計調査である「経済センサス - 基礎調査」及び「商業統計調査」の平成 26 年調査の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、総務大臣及び経済産業大臣それぞれから申請のあった以下の変更を承認すること

(1) 変更の概要

「平成 26 年に実施する経済センサス - 基礎調査」（以下「基礎調査」という。）及び「同年に実施する商業統計調査」（以下「商業調査」という。）について、両調査の調査計画における「報告を求める事項」、「基準となる期日又は期間」及び「報告を求めるために用いる方法」を以下のとおり変更する。

なお、商業調査の調査対象事業所全てが基礎調査の調査対象に含まれていることから、総務省及び経済産業省は、両調査を平成 26 年に一体的に実施することとしている。

ア 調査事項の変更

(ア) 変更事項 1（基礎調査固有事項）

基礎調査の調査事項において、年間総売上（収入）金額（以下「総売上高」という。）を新たに把握する。

なお、基礎調査で総売上高を把握するに当たっては、他の大規模統計調査である工業統計調査及び特定サービス産業実態調査で把握した総売上高のデータを基礎調査に移送する。

【説明】

基礎調査で総売上高を把握することについては、次の理由によるもの。

事業所母集団データベースの補完

平成 25 年 1 月から運用が開始された事業所母集団データベースは、各種統計調査への母集団情報の提供やデータの補完等の役割を担っているが、同データベースの運用初期段階にある現在、可能な限り最新のデータを整備して有用性の向上を図り、利活用の進む環境を整備するため。

各統計調査の標本設計の可能性拡大のための意欲的取組

従来から使われている従業者数、資本金に加え、近年における産業構造の変化等を踏まえ、経済規模を的確に表すとされる総売上高を層化項目として使用することについて検証できるようにし、標本設計の可能性の拡大を探るため。

(イ) 変更事項 2（基礎調査及び商業調査共通事項）

基礎調査の調査事項（商業調査との共通調査事項）において、「事業所の従業者数」欄の別経営の事業所から派遣されている人数について、「出向」、「派遣」別に人数を把握する。

【説明】

前回の基礎調査（平成 21 年）で把握していた「派遣」の人数に「出向」の人数が含まれている可能性があることから、派遣労働者数の内訳を詳細に把握するため、「出向」、「派遣」別に人数を把握することに変更するもの。

(ウ) 変更事項 3 (商業調査固有事項)

「年間商品販売額の販売方法別割合」欄の選択肢に「電子マネーによる販売」を追加する。

【説明】

近年、電子マネーの決済金額が拡大している傾向にあることから、新たに電子マネーによる販売の割合を把握するもの。

(エ) 変更事項 4 (商業調査固有事項)

「年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合」欄の選択肢に「インターネット販売」を追加する。

【説明】

近年、売上総額に占めるインターネットを利用した通信販売の割合が増加傾向にあることから、現行の「通信・カタログ販売」に含まれていたインターネット販売による割合を新たに特掲して把握するもの。

(オ) 変更事項 5 (商業調査固有事項)

事業所を対象に年末時点の商品手持額を把握することから、企業を対象に年末及び年初の商品手持額を把握することに変更する。

【説明】

SNA(国民経済計算)等の推計精度の向上等に資するため、法人の流通在庫の増減額等を的確に把握するもの。

イ 調査期日の変更(商業調査固有事項)

基礎調査と商業調査を一体的に実施するため、商業調査の調査期日を従来の「6月1日現在」から「7月1日現在」に変更する。

ウ 調査対象期間の変更(商業調査固有事項)

「年間商品販売額等」、「年間商品販売額の販売方法別割合」等について、調査対象期間を年度による把握から暦年による把握に変更する。

【説明】

活動調査の結果との整合性及び継続性を確保する観点及び工業統計調査、特定サービス産業実態調査等、他の統計調査等との比較可能性を向上させる観点から変更するもの。

エ 調査方法の変更

(ア) 変更事項 1 (基礎調査及び商業調査共通事項)

基礎調査における本社一括調査及び商業調査における本社等一括調査(以下「本社一括調査」という。)における調査系統、対象範囲を下表のとおり変更する。

表

区分	変更後	現行
調査系統の変更	配布・回収：総務省・ <u>経済産業省</u> - 民間事業者 - 報告者 回収(督促含む。): 報告者 - 総務省・ <u>経済産業省</u> 、報告者 - 都道府県、報告者 - 市	(基礎調査) 配布・回収(督促含む。): 総務省 - 報告者、都道府県 - 報告者、市町村 - 報告者、調査員 - 報告者 (商業調査) 配布：経済産業省 - 報告者 回収(督促含む。): 報告者 - 都道府県 - 経済産業省、報告者 - 経済産業省
対象範囲の変更	市：本所及び全ての支所が自市内に	(基礎調査)

	<u>ある従業者数 30 人未満の企業</u> <u>都道府県：本所及び大半の支所が自</u> <u>都道府県内にある従業者数 30</u> <u>人未満の企業</u> <u>総務省・経済産業省：複数の都道府</u> <u>県に支所を有する企業、複数事</u> <u>業所を有し従業者数 30 人以上</u> <u>の企業、特定の単独事業所</u>	調査員：支所数 9 以下 市町村：支所数 10 以上 29 以下 都道府県：支所数 30 以上 99 以下 総務省：支所数 100 以上及び常用雇用者 5000 人 以上 （商業調査） 都道府県：経済産業大臣が指定する企業 経済産業省：経済産業大臣が指定する企業
--	---	--

【説明】

前回の基礎調査（平成 21 年）では、調査票の配布・回収（督促含む。）業務を国、都道府県、市町村、調査員があらかじめ決められた対象範囲（傘下支所事業所数に応じた担当区分）ごとにそれぞれ担当していた。

今回の基礎調査では、調査員の事務負担の軽減に資するため、調査員による本社一括調査を廃止する、地方公共団体の事務負担の軽減に資するため、調査票の配布及び一義的な回収（督促含む。）業務は、国が契約する民間事業者が一括して担当する、当該民間事業者が回収できなかった調査票の回収（督促含む。）業務については、引き続き、国、都道府県及び市があらかじめ決められた対象範囲（傘下支所事業所の従業者数、所在地に応じた担当区分）ごとにそれぞれ担当することに変更するもの。

なお、商業調査については、平成 14 年調査より本社等一括調査を導入している。今回は、前回企業の希望に応じて適用していたことを改め、傘下に複数の支所事業所を有する全ての企業について適用し、調査票の配布及び一義的な回収業務は、国が契約する民間事業者が一括して担当する、当該民間事業者が回収できなかった調査票の回収（督促含む。）業務については、引き続き、国、都道府県及び市があらかじめ決められた対象範囲（傘下支所事業所の従業者数、所在地に応じた担当区分）ごとにそれぞれ担当することとするもの。これは、地方公共団体及び調査員の事務負担軽減の効果を持つ。

（イ）変更事項 2（基礎調査及び商業調査共通事項）

民営事業所を対象とした調査の調査票の種類を下表のとおり変更する。

表

対象		変更後		現行	
		調査形態	調査票	調査形態	調査票
事業所	単独（存続）	調査員調査	調査票 A 調査票 B	調査員調査	調査票 A 商業調査票
	新設（本所・支所・単独）		調査票 A		調査票 A 本社等確認票（支所用） 商業調査票
企業（本社・支社等企業組織全体）		直轄調査（本社一括調査）	調査票 C（企業調査票） 調査票 C（事業所調査票）	調査員調査（本社一括調査）	調査票 A 調査票 B
				直轄調査（本社一括調査）	調査票 A 調査票 B 商業調査票

【説明】

前回の基礎調査（平成 21 年）では、調査員が事業所調査と企業調査（本社一括調査）の両方を担当し、調査票 A、調査票 B 及び本社等確認票（新設の支所事業所の本社事業所の名称、所在地等を把握するための確認票）の 3 種類の調査票を用いて調査を行っていたが、調査員が単独事

業所、本社事業所、新設の支所事業所等の別を確認した上で調査票を配り分ける必要がある等、調査員の事務負担が大きく、回収を十分に行うまでに時間を要した。

このため、調査員の事務負担の軽減等を図るため、前述1(1)エ(ア)のとおり、調査員による企業調査(本社一括調査)を廃止し、調査員が担当する調査を事業所調査のみに限定することとし、そのために用いる調査票の種類を調査票A(調査票Bは商業調査対象に用いる、基礎調査と商業調査の共通調査票)と直轄調査である企業調査(本社一括調査)のために用いる調査票Cに変更するもの。

また、基礎調査と商業調査を一体的に実施するため、商業調査対象の企業、事業所については、両調査の調査事項を盛り込んだ共通調査票(調査票B(単独事業所対象)、調査票C(企業及び企業傘下事業所対象))を用いて調査することに変更するもの。

(ウ) 変更事項3(基礎調査及び商業調査共通事項)

オンラインによる調査票の回収業務の対象を拡大する(商業調査については、今回新たに導入)。

【説明】

オンラインによる調査票の回収業務については、前回の基礎調査(平成21年)で本社一括調査の対象事業所におけるオンラインによる調査票の回答率が高かったこと等の理由から、今回の基礎調査では、オンラインによる調査票への回答の利便性について報告者に十分な周知を行うなど、オンラインによる調査票の回答率を上げるための工夫をした上で、オンラインによる調査票の回収業務の対象を調査員調査の対象事業所(単独事業所)まで拡大するもの。

(エ) 変更事項4(基礎調査及び商業調査共通事項)

プレプリント事項を拡大する。

【説明】

後述2(2)のとおり、前回の基礎調査(平成21年)では、本社一括調査において、企業が記入する調査票に傘下支所事業所の情報(名称、所在地等)がプレプリントできなかつたことから、今回の基礎調査、商業調査では、事業所の定義に沿った確実な捕捉、報告者の負担軽減等の観点から、プレプリント事項を拡大し、企業構造の事前把握()で把握した傘下支所事業所の情報(名称、所在地等)をプレプリントするもの。

()平成26年の基礎調査、商業調査では、平成24年に実施した経済センサス-活動調査の結果等が収録されている事業所母集団データベースを基に作成した調査対象名簿の最新性を確保するため、本社(単独事業所を除く。)を対象として、国直轄により企業構造の情報(本社・支社の関係情報等)を事前に郵送により把握することとしている(本調査のための名簿作成)。

2 審議すべき重点事項

(1) 基礎調査において総売上高を調査事項とすることについて

基礎調査において総売上高を調査事項とすることについては、例えば、総売上高を層化項目として使用することについて、個人企業経済調査等に潜在的な有用性が認められるという考え方には、一定の合理性が認められる。

しかし、基礎調査と把握対象年が同一の総売上高を把握する基幹統計調査等との重複による報告者の負担感の増加、実査に係る事務への影響により、捕捉率や回収率が低下し、当該データを収録する事業所母集団データベースの質の低下を招くおそれがあり、同データベースを利用する公的統

計への影響も懸念される。

こうしたことから、事業所母集団データベースの補完を目的として、基礎調査における総売上高を調査することの検討に当たっては、同データベースの有用性及び現状で収録されている情報等の質の低下への懸念の双方について十分に考慮すべきである。

(2) 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項について

公的統計の整備に関する基本的な計画(平成21年3月13日閣議決定)において、「経済センサス - 活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス - 基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を平成25年度までに行う。」とされている。

今回の基礎調査では、平成24年に実施した活動調査の結果や事業所母集団データベースを基に作成した調査対象名簿の正確性を期すため、基礎調査の実施とは別に、本社(単独事業所を除く。)を対象として、国直轄により企業構造の情報(本社・支社の関係情報等)を、事前(平成25年9月)に郵送により把握(本調査のための名簿作成)し、事業所の定義に沿った確実な捕捉を行った上で、企業調査票に傘下支所事業所の情報をプレプリントする(1(1)エ(エ)参照)など、経済センサスにおける事業所の定義と企業側の認識の違いをできるだけ解消することとしている。

これについては、企業構造の事前把握の実施の妥当性及びその効果について検討する必要がある。

経済構造統計の指定

検討経緯

政府統計の構造改革に向けて（平成17年6月 内閣府経済社会統計委員会報告）
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月 閣議決定）等

「全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握できる統計の整備を図る。」

経済センサスの基礎調査と活動調査

関連する大規模統計調査の統廃合を行い、経済センサスを創設。

経済センサスは、統計法に規定される指定統計調査として実施。

平成21年に行政記録等の情報等を利用して事業所・企業の捕捉に重点をおいた調査（基礎調査）を総務省が実施。

平成21年に実施した調査（基礎調査）によって得られた情報を有効に活用して、平成24年に経理項目の把握に重点をおいた調査（活動調査）を総務省及び経済産業省が実施。

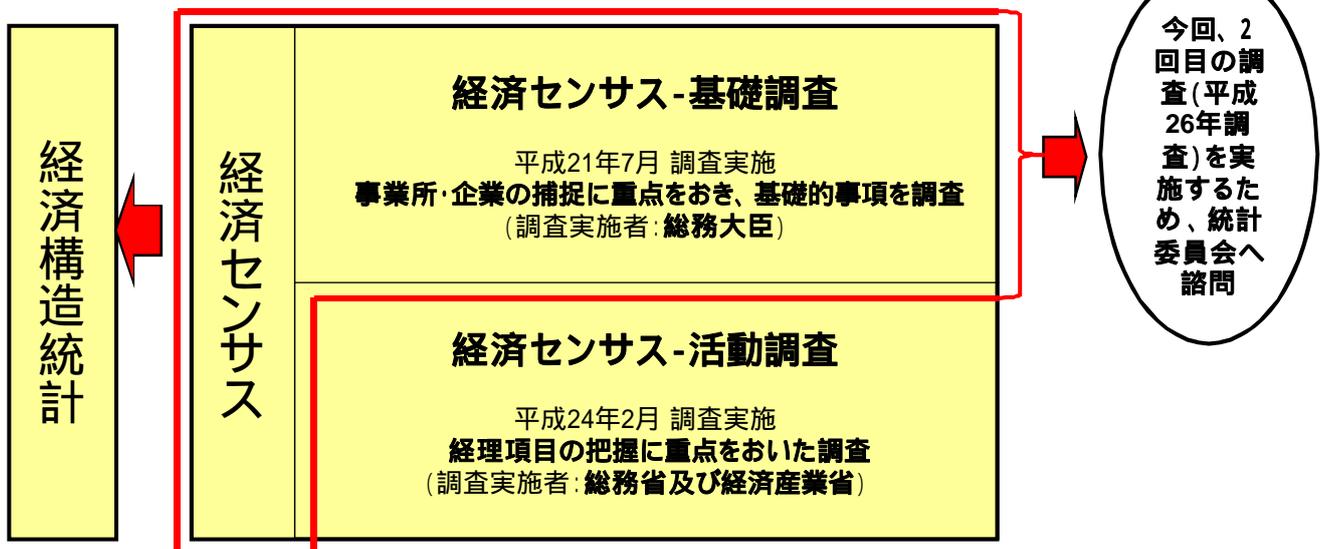
平成24年に実施した調査（活動調査）によって得られた情報等を有効に活用して、平成26年に事業所・企業の捕捉に重点をおいた調査（基礎調査）を総務省が実施。

なお、平成26年に調査対象及び実施時期が重複する商業統計調査と一体的に実施。

経済構造統計の指定

経済構造統計の目的

事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにする。



平成 26 年経済センサス-基礎調査の概要

調査の目的

事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすること

確度の高い調査区内事業所名簿の作成

調査実施の前年に「企業構造の事前把握」を実施し、より確度の高い企業単位及び事業所単位の名簿情報を整備

調査の概要

調査対象

日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全ての事業所（6,360,000 事業所（うち商業事業所：1,716,000 事業所））

調査事項

〔事業所に関する事項〕

名称及び電話番号、所在地、開設時期、従業者数、年間総売上（収入）金額 等

〔企業に関する事項〕

経営組織、資本金等の額及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、子会社の有無等、組織全体の常用雇用者数、組織全体の主な事業の内容、支所等の有無、年間総売上（収入）金額 等

調査系統

1 甲調査（民営事業所対象）

本社一括調査

総務省・経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

- 1 国内に傘下支所事業所を有する本社等が対象
- 2 一義的な調査票の配布は、国の契約する民間事業者において一括して郵送により行い、収集はオンライン又は郵送により行う。
- 3 民間事業者による一義的な収集後、国、都道府県、市で対象範囲（従業員数、所在地に応じた担当区分）を定めて回収（督促含む）を行う。

調査員調査

総務省・経済産業省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員 - 報告者

- 1 単独事業所及び新設事業所が対象
- 2 調査票の配布は、調査員が行い、収集は調査員による回収又はオンラインにより行う。

2 乙調査（国・地方公共団体の事業所対象）

総務省 - 報告者

総務省 - 都道府県 - 報告者

総務省 - 都道府県 - 市町村 - 報告者

オンラインによる配布・収集

期日

平成 26 年 7 月 1 日

結果の公表

- 1 速報集計：平成 27 年 6 月末日まで
- 2 確報集計：平成 27 年 11 月以降

調査結果を総務省ホームページで公表

平成26年経済センサス-基礎調査の主な変更内容

商業統計調査との一体的実施

平成26年経済センサス-基礎調査は、「平成26年商業統計調査」と調査対象及び実施時期が重複することから、調査客体の負担及び統計業務の輻輳による都道府県・市区町村等の事務負担を考慮し、**両調査を一体的に実施**する(調査対象：6,360,000事業所(うち商業事業所：1,716,000事業所))。

確度の高い調査区内事業所名簿の作成

調査実施の前年に「**企業構造の把握**」を実施し、より確度の高い企業単位及び事業所単位の名簿情報を整備

調査事項の変更

〔事業所に関する事項〕

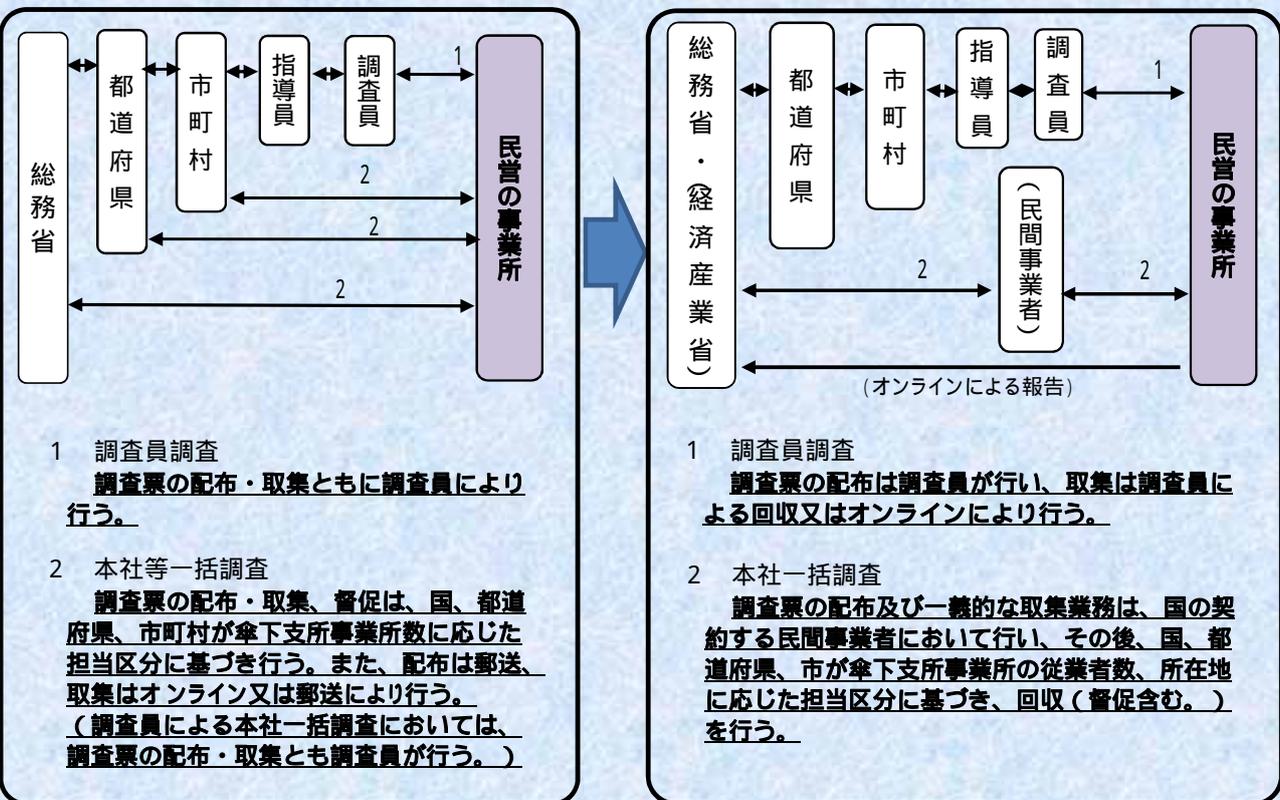
名称及び電話番号、所在地、経営組織、開設時期、従業者数、事業の種類、**年間総売上(収入)金額**等

〔企業に関する事項〕

経営組織、資本金等及び外国資本比率、決算月、持株会社か否か、親会社の有無等、子会社等の有無等、組織全体の常用雇用者数、組織全体の主な事業の内容、支所等の有無、**年間総売上(収入)金額**等

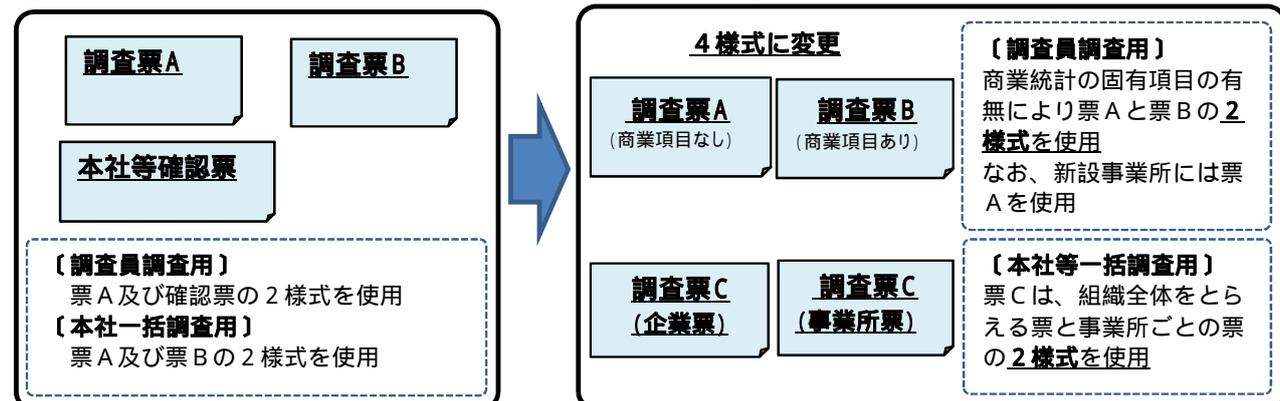
注 商業統計調査との一体的実施のため、商業事業所については、上記項目以外に商業統計調査固有の調査項目を追加。

調査方法の変更(甲調査(民営事業所対象))



注 乙調査(国・地方公共団体の事業所調査)は変更なし。

調査票の種類の変更(甲調査(民営事業所対象))



注 乙調査(国・地方公共団体の事業所調査)は変更なし。

経済センサス 基礎調査 調査結果の利活用事例

1 法令に基づく利用

地方税法

地方消費税の清算（地方税法第 72 条の 114、同法施行令第 35 条の 20、同法施行規則第 7 条の 2 の 12）

地方消費税は最終的に消費が行われた都道府県の税込となるよう、各都道府県の「消費に相当する額」に応じてあん分。この「消費に相当する額」は、地方税法施行令及び同法施行規則に定められた「消費に関連する指標」に基づいて計算されており、その指標の一つとして都道府県別従業者数等を利用。

地方消費税の市町村に対する交付（地方税法第 72 条の 115、同法施行規則第 7 条の 2 の 15）

清算の後に都道府県の収入となった地方消費税の 1 / 2 は、安定的な財政基盤確立のため、市町村へあん分して交付。あん分は、経済センサスで把握した各市町村の従業者数等に基づいて行われている。

2 行政上の施策への利用

経済政策

各省の審議会等において産業別構成比、中小企業に占める小規模企業数の割合、企業の業種別開廃業数など、経済政策に係る調査審議の基礎資料

雇用政策

事業所の従業者数に基づく地域別、年度別の最低賃金引上げ率推移の把握

各地の労働基準監督署別に事業所数、従業者数等を集計、地域別産業構造の把握など労働基準行政に活用

災害復興施策

東日本大震災による被害状況を把握するための基礎資料

東日本大震災による被害状況の把握及び復興支援を目的として、東日本太平洋岸地域等に係る特別集計や、津波による浸水地域に係る特別集計を行った。

3 その他

国民経済計算、都道府県民所得等の推計への利用

経済活動別就業者数の推計の基準改定に際し、産業別の従業者数を利用

企業における利用

企業戦略の策定

市区町村などの地域別に産業別の結果を集計し、地域における産業特性を把握

他の統計への利用

毎月勤労統計調査、雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、民間非営利団体実態調査、経済産業省企業活動基本調査、特定サービス産業実態調査など、事業所及び企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報として利用

平成26年商業統計調査の概要

調査の目的

商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、**我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得る**ことを目的としている。

調査の対象及び調査期日

日本標準産業分類に掲げる「**大分類I - 卸売・小売業**」に属する**全国の事業所**を対象に**平成26年7月1日現在**で実施。（調査対象：1,716,000事業所）

主な調査事項

【卸売業、小売業での共通事項】

事業所の名称及び電話番号・所在地 経営組織及び資本金額又は出資金額 本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号 事業所の開設時期 従業者数等 年間商品販売額等

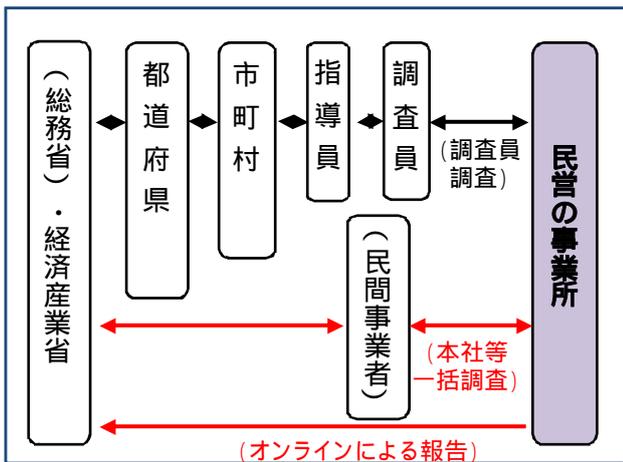
【小売業に関する特性事項】

小売販売額の商品販売形態別割合：インターネット販売等の無店舗販売の状況把握
セルフサービス方式採用の有無：百貨店と総合スーパーといった業態毎の状況を把握
売場面積：売場面積と販売額の関係把握
営業時間等：コンビニエンスストア等の24時間営業の商店の状況を把握
来客用駐車場の有無及び収容台数：来客用駐車場と販売額の関係把握

【新規調査事項】

電子マネーによる販売（販売方法別割合）：現金販売に変わる決済方法の実態を把握
インターネット販売（商品販売形態）：電子商取引市場の実態を把握
年初及び年末商品手持額（法人企業のみ）：流通在庫、商業マージンの把握

調査系統



赤線は前回(19年)調査との変更点

調査票の種類

調査対象の属性にあわせた適切な調査票の配布

【調査員調査用】

- 単独事業所（B調査票）
個人商店等の**単独事業所**の活動状況を把握。
- 新設事業所（A調査票）
準備調査名簿にない商業事業所は、**経済センサス-基礎調査票**により把握。

【本社等一括調査用】

- 企業調査票（C調査票）
対象となる企業本社に対し**企業全体**での活動状況を把握。
- 傘下事業所調査票（C調査票）
対象となる**企業傘下事業所ごと**の活動状況を把握。

公表

次の各編について、インターネット、刊行物及び閲覧により公表

商業統計速報

商業統計表 第1巻産業編（総括表）～第4巻品目編、流通経路別統計編、業態別統計編、立地環境特性格編

平成26年商業統計調査の主な変更点

公的統計を取り巻く課題への対応、二次加工統計(国民経済計算、産業連関表)の推計精度向上、利活用ニーズへの対応を柱として調査系統、調査事項の見直しを実施。

1: 公的統計を取り巻く課題への対応

国が直接調査を実施(民間委託)する本社等一括調査の拡充

< 期待される効果 >

- 国が傘下事業所を有する企業を直接調査することに伴う**地方事務負担軽減**
- 調査員調査対象数減少に伴う**調査員数削減(調査員確保難への対応)**
- 傘下事業所調査票の本社記入に伴う**事業所の報告者負担軽減**

オンライン調査方式の導入

< 期待される効果 >

- 調査対象事業所の調査票提出における**利便性向上**
- 電子情報による回収に伴う**データ入力経費削減**
- 調査員、郵送による回収を行わないことに伴う**回収経費削減**

調査把握期間の年度から暦年値への変更

< 期待される効果 >

- 経済センサス-活動調査、工業統計調査、特定サービス産業実態調査等の**産業関連統計との比較可能性向上**

ビジネスレジスターの活用

< 期待される効果 >

- 行政記録情報の活用に伴う**調査対象の補足率の向上**

2: 二次加工統計(国民経済計算、産業連関表)推計精度向上

年初及び年末の商品手持額の把握

< 期待される効果 >

- コモ法における**商品別配分比率等の推計精度向上**
- 産業連関表における**生産額推計等の精度向上**

3: 利活用ニーズへの対応

電子マネー及びインターネットによる販売の把握

< 期待される効果 >

- 現金販売に変わる新たな決済方法としての実態を把握し、今後の**流通、情報化施策策定への基礎資料の提供**
- 電子決済を活用したオンライン取引施策の**施策評価**

4: 経済センサス-基礎調査との一体的実施とその対応

- 調査期日の統一、複数様式調査票の利用等による一体的実施に伴う**地方事務負担、記入者負担の軽減及び実施経費削減**

商業統計調査結果の利用状況

行政施策上の利用等

1 景気判断・産業活動分析関連

国民経済計算（SNA）の基礎データ（内閣府）

国民経済計算（SNA）を作成するため、卸売、小売業部門推計の基礎データとして利用

産業連関表（IO表）の基礎データ

「産業連関表（基本表、延長表）」を作成するための基礎データとして利用

白書等の基礎データ

中小企業白書、ものづくり白書、国民生活白書等の基礎データとして利用

2 産業振興対策等関連

「中心市街地の活性化に関する法律（中心市街地活性化法）」（平成10年法律第92号）の基本方針策定、運用における市町村の基本計画作成及び評価、市町村の取組を支援するための国の施策検討の基礎データとして利用

地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税都道府県間清算の算定基準データとして利用

地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく地方交付税額算定の基礎データとして利用

上記のほか、卸売、小売業における個別産業に関する、不況対策、産業振興、地域振興など各種施策の企画立案や需給動向見通し作成の基礎データとして利用

企業、研究機関等での業況把握等における利用

企業において、卸売、小売市場の動向を知る上での基礎資料、販売計画作成などの経営判断、商圈分析を行う際の基礎資料として利用

金融機関、大学、報道機関等において、全国又は地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、需要予測などを行う際のデータとして利用

一般財団法人商工総合研究所において、卸売・小売業の現状と構造変化や中小卸売、小売業の展望等について分析を行い、同研究所のホームページにて公表

公的統計の整備に関する基本的な計画
(平成21年3月31日閣議決定)

府省名	統計又は統計調査名	検討の方向性等	実施時期
総務省	経済センサス	経済センサス 活動調査の中間年に当たる平成26年に、事業所に関する属性情報、企業の親子関係を的確にとらえ、本社と支社の組織的な連携関係を明らかにする経済センサス 基礎調査を引き続き実施するため所要の準備を行う。	平成25年度までに所要の準備を実施する。
総務省	経済センサス	経済センサス 活動調査の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定)等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	平成23年度の経済センサス 活動調査における活用を平成21年度から検討する。